

特許法による査証の手續等に関する規則の制定に関する要綱案

本資料は、特許法等の一部を改正する法律（令和元年法律第3号。以下同法による改正後の特許法を「法」という。）105条の2の10の規定に基づき、査証の手續等に関して最高裁判所規則として定めることが必要な事項を整理したものである。

1 査証の申立書の記載事項等（法105条の2関係）

- (1) 査証の申立書（法105条の2第2項）には、同項各号に掲げる事項のほか、申立てに係る措置の内容を記載しなければならないものとする。
- (2) (1)の申立てに係る措置の内容の記載は、査証を求める事項を明らかにしてしなければならないものとする。
- (3) 査証の申立て（法105条の2第1項本文）をする当事者は、(1)の査証の申立書を直送（当事者の相手方に対する直接の送付をいう。）しなければならないものとする。
- (4) 査証の申立ての相手方は、(3)の査証の申立てについて意見があるときは、意見を記載した書面を裁判所に提出しなければならないものとする。

（説明）

- 1 本文は、査証の申立てに関する手續について規律するものであり、(1)及び(2)は、査証の申立書の記載事項、(3)は、査証の申立書の直送、(4)は、相手方による意見書の提出について規律するものである。
- 2 査証の申立書の記載事項（(1)及び(2)）

査証人は、査証命令に基づいて、相手方が所持し、又は管理する書類又は装置その他の物（以下「書類等」という。）について、確認、作動、計測、実験その他の措置をとることによって、侵害の立証に必要な証拠となるべきものを調査する（法105条の2第1項本文参照）。そして、査証人が、査証の対象とすべき書類等について、確認、作動、計測、実験その他の措置のうちいかなる措置をとることができるかは査証命令で定められるところ、裁判所がこれを定めるためには、「査証の対象とすべき書類等」（法105条の2第2項2号）について、申立人が査証人に求める措置の内容（確認、作動、計測、実験等）が申立書において明らかにされて

いることが必要となる。また、査証を求める事項が特定されていなければ、査証人が行うべき措置の内容が明らかにならず、裁判所はこれを定めることができない。

そこで、(1)は、法105条の2第2項各号に掲げる事項に加えて、「申立てに係る措置の内容」を申立書の記載事項とし、(2)は、これを記載するに当たっては「査証を求める事項」を明らかにしなければならないこととするものである。

例えば、製品の製造工程において用いられている化学物質の種類や温度が争点となっている事案においては、「査証を求める事項」が、当該製造工程で用いられている化学物質の種類やその温度であることなどを明らかにしつつ、査証人が、確認、作動、計測、実験等のいかなる措置をすべきかを「申立てに係る措置の内容」として記載することになる（具体的には、「装置Aにおいて噴霧する溶液に含まれる化学物質の確認」「装置Aにおいて噴霧する溶液Bの温度の計測」などと記載することになる）(注)。

(注) 査証人が査証報告書を正確に作成するためには、現場でメモを取ると同様に、現場で記録のために写真又は動画撮影を行うことは必要な行為であることから、このような写真又は動画撮影は、法105条の2の4第2項に基づく裁判所の許可がなくとも、査証に当然に内在する行為として実施することができると解される。したがって、「申立てに係る措置の内容」として査証人が写真又は動画撮影を行うことなどを記載する必要はないと考えられる。

3 査証の申立書の直送 ((3))

民事訴訟規則（以下「民訴規則」という。）83条は準備書面について直送しなければならない旨を規定しているが、査証のような証拠収集手続に関する申立書については、準備書面の直送を定めた同条が適用されるか否かが必ずしも明確ではない。しかし、裁判所が査証を命ずるか否かを判断するに当たっては、相手方の意見聴取が必要的とされているため（法105条の2第1項本文）、相手方に書面を送付する必要がある。

そこで、(3)は、査証手続の申立書について直送をしなければならないこととするものである。

4 相手方の意見書の提出 ((4))

裁判所が査証を命ずるか否かを判断するに当たっては、相手方の意見聴取が必要的とされているところ（法105条の2第1項本文）、査証命令についての判断は、特許権等を侵害したことを疑うに足りる相当な理由があるか否か等の複雑な事項を対象とするものであるから、相手方が意見を述べる場合には書面により提出させることが相当である。

そこで、(4)は、査証の申立ての相手方は、その申立てについて意見がある場合には、その意見を書面で裁判所に提出しなければならないこととするものである。

2 執行官援助の申立ての方式（法105条の2の2関係）

- (1) 執行官援助の申立て（法105条の2の2第3項）は、期日においてする場合を除き、書面で行わなければならないものとする。
- (2) (1)の申立てをするときには、援助を求める事務の内容及び援助を必要とする理由を明らかにしなければならないものとする。

（説明）

- 1 本文は、執行官援助の申立ての方式について規律するものである。
- 2 執行官援助の申立ての方式（(1)及び(2)）

執行官に対する援助の命令の申立ての有無及びその内容は、訴訟手続上、これを明確にしておく必要がある。そこで、(1)は、執行官援助の申立てについては、期日においてする場合を除き、書面によらなければならないこととしている。

また、(2)は、裁判所が執行官援助の申立ての当否を適切に判断できるように、執行官規則13条（援助の許可の申出）の規定を参考にして、当事者は、執行官援助の申立てをするときには、援助を求める事務の内容及び援助を必要とする理由を明らかにしなければならないとしている（注）。

（注）執行官は、査証を受ける当事者の工場等に立ち入ったり、査証人を補助するために質問や書類の提示等を求めることができるものの（法105条の2の4第3項）、査証人が行う装置の作動、計測、実験等の措置についての援助は予定されていない。また、査証の手続については、民事執行法6条や同法57条3項に類する規定はないため、執行官は抵抗を排除するために威力を用い、又は警察上の援助を求めたり、閉鎖した戸を開くための必要な処分をしたりすることなどはできない。

（参考）

- 執行官規則（昭和四十一年最高裁判所規則第十号）
（援助の許可の申出）

第十三条 執行官は、執行官法（昭和四十一年法律第百十一号）第十九条第一項の許可の申出をするときには、援助を求める事務の内容及び援助を必要とする理由を明らかにしなければならない。

2 (略)

○ 民事執行法（昭和五十四年法律第四号）

（執行官等の職務の執行の確保）

第六条 執行官は、職務の執行に際し抵抗を受けるときは、その抵抗を排除するために、威力を用い、又は警察上の援助を求めることができる。ただし、第六十四条の二第五項（第百八十八条において準用する場合を含む。）の規定に基づく職務の執行については、この限りでない。

2 執行官以外の者で執行裁判所の命令により民事執行に関する職務を行うものは、職務の執行に際し抵抗を受けるときは、執行官に対し、援助を求めることができる。

（現況調査）

第五十七条 (略)

2 (略)

3 執行官は、前項の規定により不動産に立ち入る場合において、必要があるときは、閉鎖した戸を開くため必要な処分をすることができる。

4, 5 (略)

3 忌避の申立ての方式（法105条の2の3関係）

(1) 査証人に対する忌避の申立ては、期日においてする場合を除き、書面で行わなければならないものとする。

(2) 忌避の原因は、疎明しなければならないものとする。

（説明）

本文は、査証人の忌避の申立ての方式について規律するものであり、鑑定人について忌避の申立ての方式を定めた民訴規則130条と同趣旨である。

（参考）

○ 民事訴訟規則（平成八年最高裁判所規則第五号）

（忌避の申立ての方式・法第二百十四条）

第百三十条 鑑定人に対する忌避の申立ては、期日においてする場合を除き、書面で行わなければならない。

2 忌避の原因は、疎明しなければならない。

4 査証の実施に必要な事項についての協議

裁判所は、口頭弁論若しくは弁論準備手続の期日又は進行協議期日において、査証の実施に必要な事項について、当事者、査証人及び援助の命令（法105条の2の2第3項）を受けた執行官と協議をすることができるものとする。書面による準備手続においても、同様とするものとする。

（説明）

1 本文は、口頭弁論期日又は弁論準備手続の期日等において、裁判所が、当事者、査証人及び援助の命令（法105条の2の2第3項）を受けた執行官と査証の実施に必要な事項について、協議をすることができることとするものである。

2 事前協議

査証は、相手方の工場等において、申立人側の立会いなく実施される。そのため、査証人が査証を円滑に実施し、適切な査証報告書を作成するためには、裁判所、当事者、査証人及び援助の命令を受けた執行官が、事前に査証の具体的な実施方法、順序などについて協議するなどの事前準備をすることが重要となる。

そこで、本文は、鑑定手続の事前協議の規定（民訴規則129条の2）を参考に、裁判所が、当事者や査証人、援助の命令を受けた執行官との間で、査証の実施に必要な事項について協議をすることができることを明確化するものである。

（参考）

○ 民事訴訟規則（平成八年最高裁判所規則第五号）

（鑑定のために必要な事項についての協議）

第二百二十九条の二 裁判所は、口頭弁論若しくは弁論準備手続の期日又は進行協議期日において、鑑定事項の内容、鑑定に必要な資料その他鑑定のために必要な事項について、当事者及び鑑定人と協議をすることができる。書面による準備手続においても、同様とする。

5 査証の実施の日時等の通知（法105条の2の4関係）

(1) 査証人は、査証をするに当たっては、当該査証を実施する日時及び場所を定め、裁判所に対し、その日時及び場所を通知しなければならないものとする。

(2) (1)の通知があったときは、裁判所書記官は、速やかに、その日時及び場所を査証を受ける当事者に通知しなければならないものとする。

- (3) (2)の通知は、これを受けるべき者の所在が明らかでないとき、又はその者が外国に在るときは、することを要しないものとする。この場合においては、裁判所書記官は、その事由を訴訟記録上明らかにしなければならないものとする。

(説明)

1 本文は、査証人が査証を実施する日時等を定め、裁判所書記官に通知し((1))、裁判所書記官は、その日時等を査証を受ける当事者に通知しなければならないこと((2))及びその通知を要しない場合((3))を定めるものである。

2 査証の実施日時等の通知((1)及び(2))

査証を受ける当事者が当該査証に立ち会えるようにするため、査証人は、査証の実施の日時及び場所を定めた場合には、これを裁判所に通知し((1))、これを受けた裁判所書記官は、速やかにこれを査証を受ける当事者に通知しなければならない((2))としている。査証の実施日時及び場所を決めるのは査証人であるが、査証を受ける当事者に対する通知が査証への立会いを確保するという重要な意義を有し、円滑かつ適正に通知されることを要することから、裁判所書記官が査証を受ける当事者に通知することとするものである。

上記各通知は、いずれも「相当と認める方法」で行えば足りる(民訴規則4条1項)。また、裁判所書記官は、通知をした旨及び通知の方法を訴訟記録上明らかにすることになる(同条2項)。実際には、事前協議の際に、日時及び場所を決定し、本項の通知も同時に行われることが多いと思われる。

3 通知することを要しない場合の定め((3))

民訴規則4条5項は、民訴規則の規定による通知について、通知を受けるべき者の所在が明らかでないとき、又はその者が外国に在るときは、することを要しないとしている。これは、民訴規則の規定による通知は、いずれも現実に相手方に到達しないことには意味がなく、また、民訴法の規定による通知と異なり、訴訟手続上の一定の法的効果の発生の要件となっていないことから、これを要しないとしたものである。このような理は、(2)の通知についても妥当することから、(3)は、民訴規則4条5項と同趣旨の規律を定めるものである(注)。

なお、執行官による提訴前証拠収集処分における現況調査の通知も上記の各場合について通知することを不要としている(民訴規則52条の7第5項、4条5項)。

(注) 事案によっては、通知を受けるべき者が外国に在るときであっても、通知しておいた方がよい事案も考えられるが、(3)の規律は、そのような事案において、裁判所の判断で通知することまで禁止する趣旨ではない。

(参考)

○ 民事訴訟規則（平成八年最高裁判所規則第五号）

（催告及び通知）

第四条 民事訴訟に関する手続における催告及び通知は、相当と認める方法によることができる。

2 裁判所書記官は、催告又は通知をしたときは、その旨及び催告又は通知の方法を訴訟記録上明らかにしなければならない。

3, 4 (略)

5 この規則の規定による通知（第四十六条（公示送達の方法）第二項の規定による通知を除く。）は、これを受けるべき者の所在が明らかでないとき、又はその者が外国に在るときは、することを要しない。この場合においては、裁判所書記官は、その事由を訴訟記録上明らかにしなければならない。

6 (略)

（証拠収集の処分の手続等・法第百三十二条の六）

第五十二条の七 (略)

2, 3 (略)

4 執行官は、法第百三十二条の四第一項第四号の調査をするに当たっては、当該調査を実施する日時及び場所を定め、申立人及び相手方に対し、その日時及び場所を通知しなければならない。

5 第四条（催告及び通知）第一項、第二項及び第五項の規定は、前項に規定する通知について準用する。この場合において、同条第二項及び第五項中「裁判所書記官」とあるのは「執行官」と、「訴訟記録上」とあるのは「報告書において」と読み替えるものとする。

6 (略)

6 査証報告書の提出等（法105条の2の4関係）

(1) 裁判長は、査証人に、共同して又は各別に、査証報告書（法105条の2の4第1項）を作成させ、これを提出させることができるものとする。

(2) 裁判長は、査証人の意見を聴いて、査証報告書を提出すべき期間を定めることができるものとする。

(3) 査証報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならないものとする。

- 一 査証人の氏名
- 二 査証の対象とした書類等（法105条の2第1項）の表示
- 三 査証に着手した日時及びこれを終了した日時
- 四 査証をした場所
- 五 査証に立ち会った者があるときは、その氏名
- 六 査証を命じられた事項及び措置の内容
- 七 査証の結果
- 八 執行官の援助を受けたときは、執行官の氏名、援助を受けた日時及び場所並びに援助を受けた事務の内容

(説明)

1 本文は、査証人による査証の結果報告の方式等について規律するものである。

2 共同査証又は個別査証の定め ((1))

裁判所は、一人又は複数人の査証人を指定することができる。裁判長は、その裁量により、各別に査証を実施するように命じること、また、共同して査証を実施するように命じ共同で査証報告書を提出させることもできると解される。(1)は、その趣旨を明確にすべく、鑑定についての共同鑑定又は個別鑑定の定め（民訴規則132条1項）を参考にして、裁判長が、査証人に対し、共同して又は個別に査証報告書を作成させ、提出させることができることを明らかにするものである。

3 査証報告書の提出期間の定め ((2))

査証人は、査証を実施し、その結果についての報告書を作成し、これを裁判所に提出しなければならない（法105条の2の4第1項）。(2)は、鑑定書の提出期間の定め（民訴規則132条2項）を参考にして、裁判長は、査証人の意見を聴いて、査証報告書の提出期間を定めることができるとするものである。

4 査証報告書の記載事項 ((3))

(3)は、提訴前証拠収集処分における現況調査報告書の記載事項（民訴規則52条の7第6項）などを参考にして、査証報告書の記載事項を規律するものである。

査証を受ける当事者が査証人による工場等への立入りを正当な理由なく拒むなどした場合には、裁判所は申立人の主張を真実と認めることができる（法105条の2の5）ところ、査証人が工場等への立入りを拒否さ

れたなどの事情は「査証の結果」として査証報告書に記載されることになる。

また、執行官の援助を受けたときは、援助の実施状況等を明らかにするために、執行官から援助を受けた事務の内容等を査証報告書の記載事項としている（注）。

（注）執行官規則16条は、執行官は、執行官以外の者の求めにより援助をしたときは、援助調書を作成しなければならないとするが、執行官による査証の援助は、査証人の求めにより行うものではなく、裁判所の命令により行うものであるから、同条の適用はない。

（参考）

- 民事訴訟規則（平成八年最高裁判所規則第五号）
（証拠収集の処分の手続等・法第三百三十二条の六）
第五十二条の七（略）
2～5（略）
6 法第三百三十二条の四第一項第四号の調査の結果に関する報告書には、調査をした執行官の氏名、調査に係る物の表示、調査に着手した日時及びこれを終了した日時、調査をした場所、調査に立ち会った者があるときはその氏名、調査を命じられた事項並びに調査の結果を記載しなければならない。
（鑑定人の陳述の方式・法第二百十五条）
第三百三十二条 裁判長は、鑑定人に、共同して又は各別に、意見を述べさせることができる。
2 裁判長は、鑑定人に書面で意見を述べさせる場合には、鑑定人の意見を聴いて、当該書面を提出すべき期間を定めることができる。
- 民事執行法（昭和五十四年法律第四号）
（執行官等の職務の執行の確保）
第六条（略）
2 執行官以外の者で執行裁判所の命令により民事執行に関する職務を行うものは、職務の執行に際し抵抗を受けるときは、執行官に対し、援助を求めることができる。
- 執行官規則（昭和四十一年最高裁判所規則第十号）
（援助調書）
第十六条 執行官は、執行官以外の者の求めにより援助をしたときは、援助調書を作成しなければならない。

7 不開示の申立ての方式等（法105条の2の6関係）

- (1) 不開示の申立て（法105条の2の6第2項）は、書面で、かつ、査証報告書中の開示しないこととすべき部分を特定しなければならないものとする。
- (2) (1)の申立てをするときは、査証報告書の写しから開示しないこととすべき部分を除いた文書等をも作成し、(1)の書面に添付しなければならないものとする。
- (3) (1)の書面には、査証報告書の全部又は一部を申立人に開示しないことについての正当な理由を記載しなければならないものとする。
- (4) (1)の申立てをする当事者は、その書面及び(2)により作成された文書等を直送しなければならないものとする。
- (5) 申立人は、(1)の不開示の申立てについて意見があるときは、意見を記載した書面を裁判所に提出しなければならないものとする。
- (6) 法105条の2の6第3項の査証報告書の一部を開示しないこととする決定が確定したときは、(1)の申立てをした当事者は、遅滞なく、査証報告書の写しから当該決定により特定された開示しないこととする部分を除いた文書等を作成し、裁判所に提出しなければならないものとする。ただし、当該申立てにより特定された開示しないこととすべき部分と当該決定により特定された開示しないこととする部分とが同一である場合は、この限りでないものとする。

(説明)

- 1 本文は、査証報告書に係る不開示の申立て（法105条の2の6第2項。以下「不開示の申立て」という。）の方式等について規律するものである。
- 2 不開示の申立ての方式（(1)ないし(3)）

査証報告書の不開示の申立てに基づいて、査証報告書の全部又は一部を開示しないこととする決定（以下「不開示決定」という。）がされた場合、査証の申立人を含めて何人も不開示とされた部分について一切の閲覧等が許されない（法105条の2の7第2項）という重大な効果が生じる。必要な範囲を超えた不開示の申立てを防止する必要がある、そのためには不開示の申立ての対象が明確に特定される必要がある。

そこで、(1)は、不開示の申立ては、書面によるべきこととし、かつ、不開示とすることを求める部分を書面で特定しなければならないこととし、さらに、(2)は、不開示の申立てをするときは、当該申立てをする当事者は、査証報告書の写し（法105条の2の6第1項）から不開示部分を除いた文書等をも作成し、これを不開示の申立ての書面に添付しなければならないとするものである。

また、不開示決定は上記のとおり重大な効果を生じさせるものであるから、不開示とすることについては、当事者の意見を明確にさせた上で慎重に判断する必要がある。そこで、(3)は、不開示の申立書において、開示しないことについての正当な理由を記載しなければならないこととするものである。

3 不開示の申立書の直送 ((4))

査証の申立人は、不開示決定がされた部分については査証報告書の内容を一切知ることができないこととなるから、査証の申立人が不開示の申立てに対し意見を述べる機会を確保しておく必要がある。

そこで、(4)は、不開示の申立てをする当事者は、不開示の申立書及び査証報告書の写しから不開示部分を除いた文書等を直送しなければならないこととするものである。

4 査証の申立人の意見書の提出 ((5))

上記のとおり、不開示決定をするか否かを判断するに当たっては、当事者の意見を明確にさせる必要がある。そこで、(5)は、不開示の申立書の送付を受けた査証の申立人が、これについて意見があるときは、意見を記載した書面を裁判所に提出しなければならないこととするものである。

5 不開示決定において特定された不開示部分を除いたものの作成及び提出 ((6))

一部不開示決定が確定した場合には、査証報告書から不開示部分を除いたものを査証の申立人に閲覧等させることが予定されているところ（法105条の2の7第1項）、査証報告書を査証の申立人に閲覧等させるに当たっては、査証を受けた当事者の営業秘密等の保護を確実に図るために不開示部分が確実に除外されていることが必要であり、かつ、円滑迅速に査証の申立人に閲覧等に供することができるようにする必要がある。

そこで、(6)は、破産規則11条5項等の規律を参考にして、一部不開示決定が確定したときは、不開示の申立てをした者は、遅滞なく、査証報告書の写しから当該決定により特定された不開示部分を除いた文書等を作成し、裁判所に提出しなければならないこととするものである。もっとも、不開示の申立てをした者は、(2)のとおり、不開示部分の特定のために、査証報告書の写しから不開示部分を除いた文書等を作成・提出しており、これと同一内容の不開示決定がされた場合には、重ねて不開示部分を除いたものを作成・提出する必要はないことから、(6)ただし書は、その旨を明らかにするものである。

(参考)

- 破産規則（平成十六年最高裁判所規則第十四号）

(支障部分の閲覧等の制限の申立ての方式等・法第十二条)

第十一条 (略)

2 (略)

3 第一項の申立てををするときは、当該申立てに係る文書その他の物件から支障部分を除いたものをも作成し、裁判所に提出しなければならない。

4 法第十二条第一項の規定による決定においては、支障部分を特定しなければならない。

5 前項の決定があったときは、第一項の申立てをした者は、遅滞なく、当該申立てに係る文書その他の物件から当該決定により特定された支障部分を除いたものを作成し、裁判所に提出しなければならない。ただし、当該申立てにより特定された支障部分と当該決定により特定された支障部分とが同一である場合は、この限りでない。

6 (略)

8 査証報告書の閲覧等の請求の方式等（法105条の2の7関係）

(1) 法105条の2の7第1項又は同条3項において準用する民事訴訟法91条4項後段の請求は、書面でしなければならないものとする。

(2) 7(2)又は同(6)本文により作成された文書等が提出された場合には、法105条の2の7第1項の査証報告書についての閲覧、謄写又は複製は、その提出された文書等によってさせることができるものとする。

(説明)

1 本文は、査証報告書の閲覧等の請求の方式等について規律するものである。

2 査証報告書の閲覧等の請求の方式 ((1))

査証報告書は、「訴訟記録」に当たらず(注)、民訴法91条による閲覧等の対象にはならないと解されるから、特許法105条の2の7に定める手続は、民訴法91条の閲覧等の手続とは異なる手続と位置付けられる。そうすると、査証報告書の閲覧等については、民訴法91条の訴訟記録の閲覧等の請求の方式等について規定した民訴規則33条の2は適用されないこととなる。

そこで、(1)は、査証報告書の閲覧等の請求の方式として、民訴規則33条の2第1項と同趣旨の内容を定めるものである。

(注) 民訴法91条の「訴訟記録」と査証報告書

民訴法91条の「訴訟記録」とは、一定の事件に関して裁判所及び

当事者の共通の資料として利用される、受訴裁判所に保管される書面の総体をいう（秋山他編・コンメンタール民事訴訟法Ⅱ（第2版）221頁）。査証報告書については、不開示手続（法105条の2の6）を経て、当事者により謄写等（法105条の2の7）されたものが書証として裁判所に提出されることにより、裁判所及び当事者の共通の資料となる。したがって、査証人から提出された査証報告書そのものは、裁判所及び当事者の共通の資料とはなっておらず、「訴訟記録」には当たらないと解される。

3 不開示部分を除いて作成された文書等による閲覧等（2）

7(6)本文により提出される不開示部分を除いた文書等は、円滑適正に利害関係人の閲覧等に供することができるように提出されるものであって、不開示部分を除いた文書等が提出された場合には、これにより閲覧等させることが予定されている（なお、申立てにより特定された開示しないこととすべき部分と決定により特定された開示しないこととする部分とが同一である場合（7(6)ただし書の場合）には、申立書に添付した文書等（7(2)）により閲覧等させることとなる。）。もともと、不開示部分を除いた文書等は、元の査証報告書とは別のものであるため、その取扱いを明確にするため、確認的にこれによって閲覧等させることができるとするものである。なお、裁判所書記官は、不開示部分を除いた文書等を自ら作成し、これによって閲覧等させることもできる。

（参考）

○ 民事訴訟法（平成八年法律第百九号）

（訴訟記録の閲覧等）

第九十一条 何人も、裁判所書記官に対し、訴訟記録の閲覧を請求することができる。

2, 3 （略）

4 前項の規定は、訴訟記録中の録音テープ又はビデオテープ（これらに準ずる方法により一定の事項を記録した物を含む。）に関しては、適用しない。この場合において、これらの物について当事者又は利害関係を疎明した第三者の請求があるときは、裁判所書記官は、その複製を許さなければならない。

5 （略）

○ 民事訴訟規則（平成八年最高裁判所規則第五号）

（訴訟記録の閲覧等の請求の方式等・法第九十一条）

第三十三条の二 訴訟記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付、その複製又は訴訟に関する事項の証明書の交付の請求は、書面でしなければならない。

2 (略)

3 訴訟記録の閲覧又は謄写は、その対象となる書面を提出した者からその写しが提出された場合には、提出された写しによってさせることができる。

○ 破産規則（平成十六年最高裁判所規則第十四号）

（電磁的方法による情報の提供等）

第三条（略）

2 裁判所は、利害関係人の閲覧に供するため必要があると認めるときは、書面を裁判所に提出した者又は提出しようとする者に対し、その写しを提出することを求めることができる。

（事件に関する文書の閲覧等・法第十一条）

第十条（略）

2 (略)

3 第三条第二項の規定により書面の写しが提出された場合には、当該書面の閲覧又は謄写は、提出された写しによってさせることができる。

（支障部分の閲覧等の制限の申立ての方式等・法第十二条）

第十一条（略）

2 (略)

3 第一項の申立てをするときは、当該申立てに係る文書その他の物件から支障部分を除いたものをも作成し、裁判所に提出しなければならない。

4 (略)

5 前項の決定があったときは、第一項の申立てをした者は、遅滞なく、当該申立てに係る文書その他の物件から当該決定により特定された支障部分を除いたものを作成し、裁判所に提出しなければならない。ただし、当該申立てにより特定された支障部分と当該決定により特定された支障部分とが同一である場合は、この限りでない。

6 前条第三項の規定は、第三項又は前項本文の規定により作成された文書その他の物件が提出された場合について準用する。

9 その他

(1) 執行官の手数料及び費用に関する規則の改正

ア 執行官が、査証の援助をした場合（執行官法8条1項1号の3）及び査証の援助を行うべき場所に臨んだが執行官の責めに帰することができない事由によって援助を実施することができなかつた場合（同条2項1号）の各手数料の額を定めるものとする。

イ アに係る執務について、長時間又は休日等の執務をした場合に、手数料の額を加算するものとする。

ウ イに加えて、査証の援助を命じた裁判所が、査証の実施に必要な事項についての協議の状況その他の事情により、所定の金額の範囲内で、手数料の額を加算することができるものとする。

(2) 民事訴訟費用等に関する規則の改正

査証人の日当や査証の申立書の作成及び提出の費用を定めるものとする。

(説明)

1 執行官の手数料及び費用に関する規則の改正

(1)は、執行官が査証の援助をした場合等の手数料の額とその加算ができる場合について規律するものである。

執行官は、査証の援助をした場合（執行官法 8 条 1 項 1 号の 3）又は査証の援助を行うべき場所に臨んだが、執行官の責めに帰することができない事由によって援助を実施することができなかつた場合（同条 2 項 1 号）に手数料を受け取ることができる。(1)アは、執行官の手数料及び費用に関する規則（以下「手数料規則」という。）を改正し、これらの場合の手数料の額を定めるものである。

また、(1)イは、長時間執務をした場合（手数料規則 3 2 条）、休日等に執務をした場合（手数料規則 3 3 条）に手数料の額を加算するものである。

さらに、執行官は、査証の実施に当たり、事前協議に参加するために、所属の地方裁判所から査証の援助を命じた裁判所まで登庁することが考えられるほか、査証の内容によっては事務の困難性が高い場合もあることから、(1)ウは、援助を命じた裁判所が事件の個別の事情を考慮して手数料の額を所定の金額の範囲内で加算することができるようにするものである。

2 民事訴訟費用等に関する規則の改正

(2)は、民事訴訟費用等に関する規則 7 条、別表第 2 を改正し、査証人の日当や査証の申立書の作成及び提出の費用について定めるものである。

(参考)

○ 執行官法（昭和四十一年法律第百十一号）

（手数料を受ける場合）

第八条 執行官は、次の各号に掲げる事務ごとに、その手数料を受けるものとする。

一、一の二 （略）

一の三 特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）第百五条の二の二第三項の規定による援助

二～二十二 （略）

2 執行官は、前項各号の事務の実施に着手する前であつても、次の各号に掲げる場合においては、当該事務に係る手数料を受ける。

一 送達、前項第一号の二の現況の調査又は同項第一号の三の援助を行うべき場所に臨んだ場合において、執行官の責めに帰することができない事由によつて送達、同項第一号の二の現況の調査又は同項第一号の三の援助を実施することができなかつたとき。

二 （略）

○ 執行官の手数料及び費用に関する規則（昭和四十一年最高裁判所規則第十五号。令和二年最高裁判所規則第一号による改正後のもの。）

（訴えの提起前における証拠収集の処分）

第三条の二 民事訴訟法（平成八年法律第九号）第百三十二条の四第一項第四号の処分による物の形状、占有関係その他の現況の調査（法第八条第一項第一号の二）の手数料の額は、二万六千五百円とする。

2 前項の現況の調査を行うべき場所に臨んだ場合において、執行官の責めに帰することができない事由によつて同項の現況の調査を実施することができなかつたとき（法第八条第二項第一号）の手数料の額は、九千円とする。

（民事執行法の規定による援助）

第十五条 民事執行法第六条第二項又は第九十六条第二項（これらを準用し、又はその例による場合を含む。）の規定により援助をする場合（法第八条第一項第十二号）の手数料の額は、一万千円とする。

（長時間の執務）

第三十二条 第三条の二第一項、第四条から第六条まで、第十条から第十六条まで、第十九条から第二十二條まで、第二十五条から第二十六条の三まで又は第二十八条から第三十条までに係る執務が基本執務時間を超えるときは、これらの規定に定める手数料の額に、基本執務時間を超える部分が一時間に達するごとに、その手数料の額の十分の三を加算する。ただし、執務時間が基本執務時間を超える場合において、その時間に一時間に達しない端数があるときは、これを一時間とみなす。

（休日等の執務）

第三十三条 前条に掲げる規定に係る執務が基本執務時間を超えない場合において、その全部又は一部が休日又は夜間に行われたときは、各執務の手数料の額にその二分の一を加算する。

2 前条に掲げる規定に係る執務が基本執務時間を超える場合において、基本執務時間内の執務の全部又は一部が休日又は夜間に行われたときは、各執務の手数料の額にその二分の一を加算し、基本執務時間を超えた執務の全部又は一部が休日又は夜間に行われたときは、その休日又は夜間にわたった時間に係る前条の加算額にその二分の一を加算する。

3 第三条の二第一項、第四条第一項、第五条、第六条第一項、第十条第一項、第十一条第一項、第十二条、第十三条第一項、第十四条から第十七条まで、第十九条第一項、第十九条の二第一項、第二十条第一項、第二十一条、第二十二條第一項若しくは第二項、第二十四条から第二十六条の二第一項まで、第二十六条の三第一項、第二十八条、第二十九条第一項又は第三十条第一項に定める事務の臨場後中止の場合において、職務を行うための臨場が休日又は夜間に行われたときは、各事務の臨場後中止の場合について定める手数料の額にその二分の一を加算する。

○ 民事訴訟費用等に関する規則（昭和四十六年最高裁判所規則第五号）
（証人等の日当の額）

第七条 法第二十二條第二項の日当の額は、証人、民事訴訟法第百八十七條第一項（これを準用し、又はその例による場合を含む。）の規定による審尋をした参考人及び事実の調査のために裁判所から期日に出頭すべき旨の呼出しを受けた者については一日当たり八千五百円以内、鑑定人、通訳人及び同法第二百十八條第二項（これを準用し、又はその例による場合を含む。）又は公害紛争処理法（昭和四十五年法律第百八号）第四十二條の三十二第二項の規定による説明者については一日当たり七千六百五十円以内とする。

別表第二（第二條の二関係）

五	イ 民事訴訟法の規定による文書提出命令の申立て、検証の目的の提示の申立て、秘密記載部分の閲覧等の請求をすることができる者を当事者に限る決定の取消しの申立て又は訴えの提起前における証拠保全の申立て ロ～チ （略）	八百円
---	--	-----

以上